裁決の公告

静岡県弁護士会が平成24年９月26日に告知した同会所属弁護士　田中　晴男　会員（登録番号14896）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年８月28日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年８月 28 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年８月８日に告知した同会所属弁護士　武田　昇二（職務上の氏名　岩井　昇二）　会員（登録番号11522）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年８月29日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年８月 29 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年８月８日に告知した同会所属弁護士　萩原　貴彦　会員（登録番号28337）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年８月29日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年８月 29 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成24年10月４日に告知した同会所属弁護士　川口　　誠　会員（登録番号25911）に対する懲戒処分（業務停止３月）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年８月29日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年８月 29 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年11月13日に告知した同会所属弁護士　藤井　光春　会員(登録番号6511)に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年８月29日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年８月 29 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年12月５日に告知した同会所属弁護士　青木　武男　会員（登録番号10105）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年８月29日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年８月 29 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成24年２月15日に告知した同会所属弁護士　萩原早由里（職務上の氏名　小林早由里）　会員（登録番号27963）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成25年８月29日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 25 年８月 29 日　　日本弁護士連合会

裁決の公告

東京弁護士会が平成24年７月４日に告知した同会所属弁護士　舘野　幸二　会員（登録番号24734）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年８月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件処分を取り消し同人を懲戒しない旨裁決し、この裁決は平成25年８月29日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第３号の規定により公告する。

平成 25 年８月 29 日　　日本弁護士連合会

公 示 送 達

アリソン・ベス・ローゼンバーグ氏が本会より送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第11条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成25年９月20日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会2012年外懲第１号事案の懲戒書

平成 25 年９月 20 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢及び性別不詳

上記の者は、平成24年12月14日午前１時頃、室蘭市地球岬から南方方向約８㎞の太平洋上で、すけそ漁の刺網の揚網中、頭蓋骨の一部分の骨が刺網にかかっていたことから発見された。推定される死亡年月日、場所及び死因等については不明。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は鹿部町の東光寺に安置してありますので心当たりの方は、当町保健福祉課までお申し出下さい。

平成 25 年９月 20 日

北海道　　茅部郡鹿部町長　川村　　茂

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70歳位、身長145センチメートル、女性、やせ型

上記の者は、平成25年８月23日、東京都墨田区八広二丁目４番12号沼田ハイツで発見され、死亡された方です。

身元の特定が出来ませんでしたので、墨田区が火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は、墨田区福祉保健部厚生課までお申し出ください。

平成 25 年９月 20 日

東京都　　墨田区長　山﨑　　昇

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・性別不詳、年齢60歳代から80歳代、身長156㎝から162㎝位、入れ歯、白色肌着、黒色長袖シャツ、灰色ベスト、茶色スウェットパンツ、腕時計（Lemixと表示）

上記の者は、平成23年10月３日に東京都東久留米市東本町11番８号ビック武蔵野東久留米地下１階倉庫合併槽内において白骨死体で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は当市で保管しています。心当たりの方は、当市福祉保健部福祉総務課まで申し出てください。

平成 25 年９月 20 日

東京都　　東久留米市長　馬場　一彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名は不詳、推定身長162.1～174.7センチメートル、推定年齢40歳～60歳くらい、性別は男性、血液型はＡ型、右腓骨下端部に金属プレートによるプレート固定術の施術あり

上記の者は、平成23年６月23日午後４時30分、神奈川県相模原市南区下溝4169番地先雑木林内にて白骨化した状態で発見されたものです。推定死亡日は平成22年夏頃。

遺体は火葬に付し、本市無縁没者供養塔に納骨してありますので、お心当たりの方は、本市地域福祉課までお申し出ください。

平成 25 年９月 20 日

神奈川県　　相模原市長　加山　俊夫